

第35次(第6回)宮城県社会教育委員の会議
兼 第11次(第2回)宮城県生涯学習審議会

会 議 記 録

令和元年5月28日(火)

宮 城 県 教 育 委 員 会

第35次（第6回）宮城県社会教育委員の会議

兼 第11次（第2回）宮城県生涯学習審議会 記録

- 日 時 令和元年5月28日（火）
- 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
- 出席委員（14名）
 - 伊勢委員 伊藤委員 齊藤委員 坂口委員 佐々木智美委員
 - 佐々木淳吾委員 佐々木とし子委員 佐々木奈緒子委員
 - 中井委員 中塩委員 中保委員 野澤委員 星山委員
 - 増田委員
- 欠席委員（1名）
 - 千葉律之委員
- 事務局 嘉藤参事兼生涯学習課長 齊藤社会教育専門監 高橋副参事兼課長補佐
 - 佐藤生涯学習振興班長 半澤同副班長 高橋同主査
 - 蛭名社会教育支援班長 佐々木同副班長
 - 松崎社会教育推進班長 青山同副班長
 - 佐藤社会教育施設整備班長 菅原同主査
 - 山下協働教育班長

次 第

- 1 開会
- 2 改選委員委嘱状交付
- 3 委員及び事務局員の紹介
- 4 議長あいさつ
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 議事
 - (1) 協議
 - ・自然の家の活用についての「中間のまとめ（案）」について
 - (2) 報告
- 7 諸連絡
- 8 閉会

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

みなさんこんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議開始時刻となりましたので、只今から、「第35次第6回宮城県社会教育委員の会議兼第11次第2回宮城県生涯学習審議会」を開会します。

はじめに、前登米市立宝江小学校の校長先生でありました遠藤麻由美委員ですが、この度の人事異動に伴いまして辞職届が提出されました。任期途中ではございますが、社会教育委員及び生涯学習審議会委員をお願いすることができなくなりました。よって社会教育委員条例第2条の規定及び生涯学習審議会条例第2条第2項の規定により4月17日の定例教育委員会にて遠藤委員を解職し、別に委員を選任する手続きをとらせていただきました。では選任いたしました委員を御紹介いたします。大崎市立古川第四小学校校長佐々木智美委員です。

(佐々木智美委員)

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

それでは、ここで委嘱状を交付いたします。佐々木智美委員は御起立ください。

(嘉藤参事兼生涯学習課長)

佐々木智美殿、宮城県社会教育委員を委嘱します。任期は、平成31年4月19日から平成32年3月31日までとする。平成31年4月19日、宮城県教育委員会。

佐々木智美殿、宮城県生涯学習審議会委員を委嘱します。任期は、平成31年4月19日から平成33年1月31日までとする。平成31年4月19日、宮城県教育委員会。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

続きまして委員の御芳名の変更を御紹介いたします。宮城県青年団連絡協議会の千葉加奈子委員ですが、この度の御成婚により、旧姓千葉様から伊藤様に変更になりましたので御紹介いたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

続きまして新年度の生涯学習課職員を紹介します。

はじめに、参事兼生涯学習課長嘉藤俊雄です。

(嘉藤参事兼生涯学習課長)

嘉藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

続きまして社会教育専門監 齊藤直です。

(齊藤社会教育専門監)

齊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

副参事兼課長補佐総括担当高橋芳和です。

(高橋副参事兼課長補佐)

今年もどうぞよろしくお願ひします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

主幹生涯学習振興班班長佐藤真裕です。

(生涯学習振興班佐藤班長)

本年度もよろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

課長補佐社会教育支援班班長蛭名博人です。

(社会教育支援班蛭名班長)

よろしくお願ひします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

課長補佐社会教育推進班班長松崎和佳子です。

(社会教育推進班松崎班長)

皆様よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

課長補佐社会教育施設整備班班長佐藤康弘です。

(社会教育施設整備班佐藤班長)

佐藤です。昨年度に引き続きよろしくお願ひします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

課長補佐協働教育班班長山下正人です。

(協働教育班山下班長)

よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

課長補佐社会教育推進班副班長青山修司です。

(社会教育推進班青山副班長)

よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

主幹生涯学習振興班副班長半澤寛之です。

(生涯学習振興班半澤主幹)

よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

同じく生涯学習振興班主査高橋由希子です。

(生涯学習振興班高橋主査)

高橋です。よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

社会教育施設整備班主査菅原哲也です。

(社会教育施設整備班菅原主査)

よろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

本日、司会を務めます社会教育支援班副班長佐々木伸です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

次に本日の委員の出席状況を確認いたします。本日は千葉律之委員が校長会議に出席のため欠席になりました。15名の委員のうち14名の出席となりました。生涯学習審議会条例第6条第2項の開催要件である委員の半数以上の出席を十分満たしております。よって、本審議は成立することを予め御報告いたします。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

次に、議長、副議長の選任を行います。宮城県社会教育委員の会議運営規程第3条に、議長の任期は1年と規定されておりますので、毎年、年度最初の会議の席で、委員の互選により選任することになっております。いかがいたしましょうか。もし皆様がよろしければ、生涯学習審議会会長の任期は2年ということになっており、継続中でございますので、社会教育委員の会議においても、引き続き議長を野澤委員に、副議長を佐々木とし子委員にお願いすることがよろしいかと考えますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。それではよろしくお願ひします。

では、選任されたと解釈いたします。選任されました野澤議長より御挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

(野澤議長)

ただいま再任ということで、大きな仕事をさせていただくこととなりますけれども、またどうぞ引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。佐々木とし子副会長と共に社会教育委員の会議、並びに生涯学習審議会に与えられた任務をしっかりと果たせますよう、委員の皆様のお力を借りながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(司会-事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

それでは次第に沿って会議を進めてまいります。生涯学習審議会条例第6条第2項の規定のとおり、この後の議事進行を議長にお願ひいたします。ではよろしくお願ひします。

(野澤議長)

それでは議事に入ります前に、本日の傍聴希望者について事務局から報告をお願ひいたします。

(事務局：生涯学習振興班半澤主幹)

傍聴を希望する方はおりません。

(野澤議長)

はい、分かりました。では、審議会の会議の公開に関する事務取扱要綱第8条により、公開した会議の資料及び発言者を明記した会議録につきましては県政情報センターにおいて、3年間、県民の方々に閲覧に供することになっておりますので、予め確認をさせていただきたいと思います。

次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員は中井充夫委員、中塩栄一委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、先程新規の委員として委嘱されました佐々木智美委員から一言、自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(佐々木委員)

はい。大崎市立古川第四小学校の佐々木智美でございます。初めてのことで、送っていただいた資料を読んだ所で、今回から参加ということで御迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、勉強させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(野澤議長)

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは早速、議事・協議に入らせていただきたいと思います。前回ですけれども、審議計画のもと審議テーマにつきまして検討し決定をされました。そのテーマでございますけれども、「紡ぎ合いの糸で織りなす『オールみやぎ』の取組」ということで、「ひと・もの・こと」の三つの視点で具体的に工夫・改善をし、生涯学習社会教育の振興を一層図ることを目指すことになりました。特に自然の家の在り方については、多くの議論を積んで参りました。そこで、本日は大きく2点について審議を行ってまいりたいと考えております。

1点目でございます。審議テーマに基づきまして、前回までの審議の論点を整理させていただきます。今後の方向性などを確認させていただきます。

2点目は論点整理を踏まえまして、中間のまとめ案ということで事務局から提示していただいたものを審議したいと思います。ただ、すでに皆さん御存知いただいておりますように、条例改正に向けた動きということも実は必要になる内容でございますので、その点

を踏まえながらですね、委員の皆様からは活発な意見を出していただければと思っております。

それでは、1点目の論点整理についてでございますけれども、皆様から多数の御意見をいただいておりますけれども、その経緯、あるいは論点について、事務局の方から説明を最初をお願いしたいと思います。

では事務局お願いいたします。

(事務局：社会教育支援班蛭名班長)

それではお手元の資料1、それから資料2、そして、会場前方のスクリーンで説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料1の左下です。前回の会議の確認をいたします。前回の会議まででテーマを決定していただきました。テーマが、「紡ぎ合いの糸で織りなす『オールみやぎ』の取組」、副題として、「(ひと)世代や新旧の壁を越えたコミュニティづくりと人材育成、(もの)県立自然の家の有効活用、(こと)社会教育ネットワークの醸成」です。

資料1右上を御覧ください。それを受けまして本日の会議となります。本日は、先程議長から話があったとおり、先程申し上げましたこのテーマに従ってこれまでの議論を整理します。それを受けて中間のまとめ案を提案いたしますので、御議論いただいた後、条例改正に関することの大きく2点御提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料2とスクリーンで説明させていただきます。スクリーンの方に体を向けて提案を聞いていただければと思います。

「紡ぎ合いの糸で織りなす『オールみやぎ』の取組」の副題の一つ目「(ひと)世代や新旧の壁を越えたコミュニティづくりと人材育成」についてです。これは、皆様からの御意見で、第34次の本会議の意見書からの流れを大きく組み、継続して話し合いを持ていきたいと思いますということで、副題が置かれております。特に「世代、新旧の壁を越えた地域防災の取組」、これに関しては、次回の会議で増田委員からこの実践について報告をいただく予定です。また第34次の提言を受けた一つの具体案として、今日この会議に先立って行われた「社会教育・公民館等職員研修会」を実施し、御覧いただきました。このように世代や新旧の壁を越えたコミュニティづくりを支える研修会等についても御提案申し上げます。

「(こと)社会教育ネットワークの醸成」、これは第10次生涯学習審議会の答申、生涯学習プラットフォームの構築を受けての設定でございます。本社会教育委員の会議が生

生涯学習審議会を兼ねるということから、第10次の生涯学習審議会の答申の中にある、生涯学習プラットフォームについて継続して審議をいただくということでここに置かれております。また、ネットワークづくりとしまして、社会教育フォーラム等の事業も考えておりますので、こちらでも次回以降提案をしていきます。

そして、ここ数回、重点を置いて審議をいただいているのが、「(もの) 県立自然の家の有効活用」でございます。これに関しましては、令和3年の春、松島自然の家本館の供用開始を見据え、またPDCAサイクルを回し、評価・検証しながら事業を実施するという観点から、これまでいただいた提案の中でスピード感をもって反映できるものはすぐに反映をしていくことが有効であるということを確認しております。県立自然の家の有効活用に関しましては、これから提案する「中間のまとめ」という形で発信をしていきたいと思っております。

前回までの話合いを受け、この4点を「中間のまとめ」として提案いたします。

「1・生涯学習施設としての取組とハブ機能」、「2・施設や立地の特徴を生かす取組」、「3・利用者が利用しやすいシステムへの改善」、「4・社会教育主事配置のメリットを生かした直営による運営配置」。一つずつ詳しく整理をしていきます。

まず、「1・生涯学習施設としての取組とハブ機能」についてです。

これはこれまでの話合いの中で、松島自然の家が中心となって震災後、力を入れて取り組んできた出前講座の実践を受けたものであります。前回の会議では、一つの例として宮野森小学校での実践を報告させていただきました。宮野森小学校では、松島自然の家と連携し、総合的な学習の時間を使っての自然体験を、例えばのりすき、かきむき、そして海の特産物を学びながら自然の素晴らしさに気付くという、ふるさと学習を行っています。松島自然の家では小学校に出向き、自然体験のふるさと学習についてのカリキュラムをどうしたらいいかということを協議しています。

二つ目は「地域ネットワーク構築につながる事業」。それから「学力向上カリキュラムへの位置付け」、「非認知スキルの向上につながる取組」。これも前回までの会議で提案させていただいております。

三つ目の「学力向上カリキュラムへの位置付け」の下ですね、非認知スキルにつきましては前回の会議で提案させていただきましたが、例えば子供のコミュニケーション能力を向上させるためのプログラムとか、非認知能力をアップさせるプログラム、最後までやりきる力を育むプログラム等をアピールしていく必要がある。そして、どういう活動が入っ

て、どういう成果があるというモデルプログラムなど、カスタマイズ化が必要であるという意見をいただいております。また、説明の中では、非認知スキルとして研究をとおして、忍耐力、自己抑制力、社会性、折衝能力、自尊心、自己肯定感、自立への基礎を養うことができるかと提案させていただきました。これをもって、宮城県の学力向上や不登校等の教育の課題についての解決の方向にも向かえるのではないかとということも前回確認をしている所でございます。

大きな二つ目に参ります。

一つ目は「施設や立地の特徴を生かす取組、震災からの学びを生かした取組」。

これは、前回までの会議で委員の皆さんから、例えば、宮城において震災の経験、その視点は欠かせない。そう捉えた時に、自然の家における活動、震災を経験した学び、それらをどのように生かせるかということが視点となるという御意見。また、地震とか津波とか山崩れは自然現象であり地球の営みなので実は止められない。しかし、それをいかに災害にしないか、それが大切である。自然の家の中での学びとしては、自然は人が抵抗することができないもので、それをいかにして災いにならないように、上手にしなやかにかわすのか、そういうことを自然体験の中から学ぶことが大切だと思うとの御意見をいただいております。

二つ目は、「インバウンド、教育旅行」。

インバウンドに関しては、台湾とのつながりで実際にもう進んでおります。これは、第2回目の会議で青山の方から説明をさせていただいている所でございます。また、前回までの会議で教育旅行等について伊勢委員からも御提案がありまして、国内の修学旅行や防災教育に関係するような教育旅行の誘致です。これも自然の家で積極的に取り組んで行ったらどうかという御提案をいただいております。

三つ目は、「豊かな自然環境の活用」。

これこそ自然の家の立地条件を生かす取組ということで、多くの委員さんから御提案をいただいている所でございます。立地条件を生かした自然環境を活用した取組をもっと進める。特に、花山自然の家の所長さんの御提案を県立でも生かす取組が必要であるということをお提案いただいております。

四つ目は、「幼稚園、保育園対象事業の積極的な実施」。

この時期の子供たちに身に付ける力、自然体験が重要であるということをおこの会議でも確認してまいりました。

五つ目は、先程行われていた「社会教育・公民館等職員研修」の中でもこの話が出ていたのですが、合宿通学と言いまして、社会教育施設で子供たちが一緒に暮らしながら学校に通うという取組、実は国・県の補助事業で宮城県では盛んに行われていました。前回の会議で、星山委員からもお話がありましたが、是非、この良さを取り入れ体験学習を中心に子供たちの力を高め、それを自然の家と連携したかたちで実践していくことが必要ではないだろうかという提案をいただいております。そこで培われる力として書いてあるとおり、多様性を認め合う多様な生活経験がキーワードになるということでございます。

大きな三つ目、「利用者が利用しやすいシステムへの改善」です。

これは、多くの委員さんから、具体的な提案をこの会議をとおしていただいておりますし、もう実際に施設の視察の時に直接提案を申し上げたこともございますが、ここで整理をします。

一つ目の「申込方法の改善」。

例えば、Webの活用でありますとか、申込用紙の記載の方法、それから申込のシステム自体の煩雑さ、それから多くの方々を引き入れるためには今の方法ではやはり足りないだろう。ただ課題としては、例えばWebの申請になってしまうと、ホテルのような予約になってしまうとたくさんの方が暫定的に予約を入れてしまうことで、本当に利用したい方の利用を妨げるという課題もありながら、ただ現状はやはりハードルは高いということ。ここについては、利用者がもっと利用しやすいシステムへ改善が必要であろうということの御提案をいただいております。それから、これは今日この後、具体的な御提案を申し上げますのですが、事前精算システムも非常にハードルが高くなるようです。これは後程、担当から詳しく説明をさせていただきます。このように利用者が更に利用しやすくなるようなシステムへの改善が提案されています。そして、そこに必要なのは現在施行されている条例や管理規則等の具体的な改正であろうという提案をいただいております

四つ目の「社会教育主事配置のメリットを生かした直営による運営管理」。

自然の家の視察の中で、委員さんから多く御感想をいただいたのが、やはり教育職の社会教育主事が配置されていることでのメリットが大きいということ、また特に松島自然の家の災害の後の出前講座ですね、学校との連携や協働教育の面において、非常にメリットが高い。やはり考えなければいけないのは、特に前回の話合いで多くの委員さんから御提案いただき、また、泉ヶ岳の館長さんからもお話をいただいた、接遇やサービス等の民間の視点を持つ意識改革が必要だろうということです。具体的には、施設は社会教育施設だ

けどサービス業のマインドを持った施設に変わっていきましょう、利用者の立場や目線に立ったサービス業的視点を持っていくことが必要であろう、という御提案をいただいております。また館長さんからは、更にボランティアを活用したり育成したり、あとは自然の家、県立三つの自然の家の地の利を生かした所で、やはり学生だったり都市部に住んでいる若い人たちをボランティアとして引き入れる。またはノウハウを持ったスキルを持った年配の方を引き入れたり、地域の方を活用したりすることによって、世代を超えた地域づくりにもつながり、また地域がそこを利用して地域づくりの一環となるような自然の家の活用が図られるのではないかとというような御意見をいただいております。

反面、大事なことは民間に寄ればいいということではなく、あくまでも社会教育施設であるということは外せない。ただ社会教育施設であることは外せないという御意見もいただきました。そこに民間の視点やノウハウを入れることで、更に活用が図られるということを議論していきましょうという御提案です。また、そのためにはアンケート調査等でニーズを把握してそれに応えるようなことを積極的にしていきましょうということも御提案いただいております。

ではここで、この大きな4点についての文言と方向性について御意見があればいただきたいと思っております。なければ、次に具体的に条例についての説明をさせていただいて、それについて御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(野澤議長)

ありがとうございました。委員の皆様には事務局からの説明を聞いていただきました。冒頭申し上げましたように、これまで委員の皆様から多くの御意見等をいただいたもの、それを整理した形で今の説明ということで、中間まとめ案の四つの柱というものに繋がってくるということになるのかと思っております。そこで、ここからの時間は、委員の皆様これまでいただいた御意見と併せ、委員皆様のお話を伺いながら、四つの柱の整理につきまして質問でありますとか、御意見でありますとかをここで出していただいて審議をしたいと思っております。それでは委員の皆様から御質問でも、御意見でも結構でございます。出していただければと思います。よろしく願いいたします。

四つ全部という和多いので、一つずつ参りたいと思っております。一つ目ですが、生涯学習施設としての取組とハブ機能このテーマの言葉も含め、いかがでございましょうか。

(齊藤委員)

一点目の点でございますけれども、どこまでのことを書き込むのかということで分からないこともあるのですが、非認知スキルの所、いくつか忍耐力に始まり要素が挙げられているのですが、カッコ書きで学力向上不登校等の教育課題の解決へと書いてあります。これも書き込むことが意図として、趣旨としてこういうことも解決できるのではないかということは当然ながら分かるのですけれども、これを書き込みますと、かなりガチガチになってしまうのではないかと。こういう非認知スキルを向上し、そのことが場合によってはつながるのではないかと。という多分意味合いだと思います。ですから、解決へと盛り込んでしまうと、なんかちょっと強すぎないかなあという、単に言葉尻の問題かもしれないのですけれども、そこは一点思った所です。

(野澤議長)

ありがとうございます。括弧書きで示してある文言、これを書き込むことで、かなり強くなりすぎないかという齊藤委員からの意見でした。

他の委員の方々御意見ありますでしょうか。

(佐々木淳吾委員)

非認知スキル向上というのは、なんとなくこれはこの施設にいる人たちがそもそも持っているスキルであることが大前提であって、これは利用者に求めている、利用者を向上させようと思っているのかもしれないですけれども、本来であれば、共に向上するという意味で、職員も含めてというようなことに読み得るようにできないのかなあということを感じました。

(野澤議長)

利用者だけに求めるのではなくてということですね。

(佐々木淳吾委員)

はい、共に向上する。

(野澤議長)

共にということですね。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。伊勢委員。

(伊勢委員)

はい、非認知スキルという風に書かれてあるんですけども、一般的には非認知能力という風に言われるものかなと思います。中身を見てもなんですけども、その言葉を確認していただけるとありがたいなと思います。

(野澤議長)

ありがとうございます。この辺は事務局いかがですか。スキルという言葉について能力ということでの御指摘です。

(事務局：社会教育支援班蛭名班長)

前回のお茶の水大学の研究の単語としては、非認知スキルという言葉が使われていて、それを持ってきているのですが、確かに非認知能力という言い方は汎用でもありますので、そこはあまりこだわらずにレポートから持ってきた言葉を置いたということなので、皆さんの御意見によって言葉を指定していきたいと思います。両方使われております

(佐々木淳吾委員)

今のお話を伺うと、忍耐力とか、自己抑制力とか、このワードに関してもレポートから持ってきたものという捉え方でよろしいのでしょうか。見た時に言葉選びとして散漫かなと感じてしまうのですね。例えば忍耐力と自己抑制力って普通どう違うのと。社会性と折衝能力はもしかしたらだいたいぶるでしょうし、自尊心と自己肯定感なんか僕からすれば同じことを言っていますよね。ちょっと絞るとかあるいは漏らしたことがないかとか、検討もあっていいのではないかなという風に思いました

(野澤議長)

説明の言葉についての精査、整理ということですね。これについて佐々木委員から質問がありました。

他の委員のみなさんいかがですか。はい増田委員。

(増田委員)

先程も御意見があったように、この括弧書きの「学力向上」、「不登校」というのは宮城県が抱えている問題ということで、本当に分かるのですが、これは本当に結果であること、その元というのを育んでいこうということを強調するという方が良いような気がいたします。

(野澤議長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(中保委員)

1番の生涯学習施設という文言が入っているので、ここに皆さんからの意見が入った形だと、高齢者シニア世代と小学生など、いろいろな世代との交流という「多世代交流」とか何かそのような文言が入った方がいいし、しなくていいのかなあとも感じました。世代間の交流ができる生涯学習施設であれば、そういった事も皆様から意見が出ていたので、ここに入れなくてもいいかなあということを感じました。

(野澤議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。1番につきましてよろしいですか。

(佐々木とし子委員)

出前講座の部分について、これはあくまでも小学生向きという気がするのですがけれども、白石市の子育て広場の中で、出前講座で東松島から来てもらい、親子で体験してもらおうということも始めました。そうなる何となくここにもっと小さい子も、ここの中では活用できるというようなことがあるといいのかなと。これからは幼児にもというのが確かあったと思うので、これだとしても小学校だけというイメージが強くなるかなあという気がしましたので、ここにもう少し言葉を入れてもらえるといいのかなという感じがしました。

(野澤議長)

ありがとうございました。先程、中保委員の方から、高齢者も対象というような御指摘がありましたけれども、併せて、やはり生涯学習施設があるということから広い世代という風なことも読み取れるような表現が必要なのではないかという御意見です。その辺、今後、精査する中で御意見として受け止めていただければと思います。

他にはよろしいですか。

実は非認知スキル、非認知能力の向上が学力向上不登校の教育課題ということがあって、議長の立場ですけれども、担当者がこれを入れた理由というのは重々分かりまして、御案内のように宮城県の大きな課題の二つがそこにあるということなので、ただあまりにも直接的なものはどうかという御意見もあったものですから、増田委員からもありましたけれども表現の所を工夫していただくということを委員の皆様の御意見として受け止めてもらいたいと思います。

委員の皆様からなければ次の二つ目の柱という所に進めてまいりたいと思います。

施設や立地の特徴を生かす取組ということで、先程説明がありました。この件につきましていかがでございましょうか。はい、伊勢委員。

(伊勢委員)

この中間まとめの2の部分では、「合宿通学」が挙がっていて、資料2の右側だと「通学合宿」なのですが、正しくは「通学合宿」で大丈夫ですか。両方あるのですか？

(事務局：社会教育支援班蛭名班長)

どちらなのでしょう。正しくは中井委員さん。

(中井委員)

「通学合宿」じゃなかったかな。どちらかな。はじめは「合宿通学」でしたかね。

(伊勢委員)

多分「通学合宿」。宮城県が盛んだということが先程あったんですけども、補助金とかを活用して拡大したというお話が先程ありましたが、私の勉強不足で申し訳ないのですが、今はどうなっているのか。教えていただいてもよろしいですか。

(事務局：社会教育支援班蛭名班長)

今補助金が出ている国・県のものはありません。ただ、今日の公民館職員研修でも出たのですが、市町村単独で継続している所はあって、私たちも把握していない所があったのですが、七ヶ浜は継続しているそうです。私たちも先日情報を掴んだので見に行きたいなと思っておりますが、事務局としては、七ヶ浜がやっていることは把握しております。それから、山元町がやられているという話を先程聞きました。なので、県の事業からは離れてしまっているのですが、星山先生が詳しく、現在も関わっていらっしゃるの、おいでになると分かるかと思えます。すいません。生涯学習課の職員で誰か分かる人いますか。今、事務局として分かっているのはその二つなのですけれども。

(事務局：社会教育推進班青山副班長)

蔵王自然の家で川崎町のもので取り扱ってはおりますが、本来の趣旨よりは合同の自然体験ぽくなっていて、そこをもう一回ブラッシュアップが必要なのかなという話も出ています。

(伊勢委員)

なぜかという、この前 WHO で、ゲーム障害が認定されましたけれども、学校の方に関わらせていただいて、ゲーム障害というのが言葉として出ましたけれども、本当にゲーム中毒になっている子供たちが増えてきているのではないかなという実感があります。そうした所で、韓国とかすごく話題になっておりましたけれど、2週間ぐらいの合宿をとおして規則正しい生活を同年代の人たちと歳の差があるけれども一緒に生活をして、日常生活を送れるというトレーニングが国の政策で始まったという話があったんですね。そういう意味ではこれから起こりうる課題として、子供たちのゲームに対する依存度が高くなってきた時に、スマホであったり、タブレットだったり、依存度が高くなってきて健康障害や日常生活に影響を及ぼすということを考えると、これから「通学合宿」という形式が一

つすごく大きな意味を持ってくるのではないかなと感じています。あともう一つですが、私も石巻市に色々関わらせていただいておりますが、いろんな家族間の問題で、宮城県の学力のこととか、不登校の背景に家族の問題があるかと思えますけれども、シェルターの役割を果たすような場所が、多分、喫緊に必要なのであろうと、そういう声が聞こえてきています。家からすぐ児相とかではなくて、クッションになるようなシェルター的な役割を担えるような意味合いを、もしかしたらこの「通学合宿」が位置的に担うことにもつながるのかなと感じましたので質問させていただきました。

(野澤議長)

ありがとうございました。それでは、「通学合宿」か「合宿通学」かは、精査というか調べていただいて、文言の整理をお願いしたいと思います。この件につきまして、他の委員の皆様御意見ありますでしょうか。

(佐々木とし子委員)

先日、川島隆太先生の研修を受けました。子供たちが家に帰ってきてから2時間、何組かに分けて追跡した所、家に帰ってから2時間以上ゲームをしている子はその後の成績が上がらない。いくら勉強しても。そういうのを色んな所にだから危険ですよという話を高校生も学校に持ってきていいとか、そういう風に国で決めたんだけど、いやいや、そうではなくてという話は出しても、商業とかそういう事の方で潰されてしまう。だからできるだけ子供たちがゲームしない時間を作ることが大事だというお話をされていたので、こちらの学力向上というのにはそういうものがとても大切だということで「通学合宿」というものが有効なのではないかと私も思います。

(野澤議長)

ありがとうございます。今2番目の項目の中の説明の中の文言に、豊かな自然環境の活用、これは委員のみなさんからの意見をいただいていたわけですがけれども、まさにゲームに浸ってしまう子供たちに自然の家が持っている豊かな自然というのですかね、そういったものを活用させる、あるいは活用するっていうようなことを少し積極的にという意味合いで示していくということが非常に重要なことなのかなと、今、委員の皆さんのお話を伺いながらこれが一つの柱になっていくような気がしています。

委員の皆様いかがでしょうか。他の件でも結構です。

(中井委員)

すいません、言葉一つだけなのですが、幼稚園、保育園対象事業とあるのですが、今こども園も増えているので、「こども園」という言葉も足したらよろしいのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

(野澤議長)

いかがですか。現実的にそうなっていますね。

(中井委員)

内容は幼稚園、保育園施設そのものがこども園というのがだいぶ増えつつあるので。

(野澤議長)

そうですね。ではそれを加えた形でということはいかがでしょうか。よろしいですか。やはり、説明の中でどうしても一つ忘れてならないのが、宮城からやはり発信をするとすると説明の中にある「震災からの学びを生かしたという取組」ですか、ここのことはやはり強く打ち出すべきものではないかと思うのですが、この件に関して委員の皆様御意見いかがでしょうか。

(中井委員)

このとおりだと思うのですが、今、宮城県内、気仙沼市もそうなのですが、震災遺構や施設がどんどん整備されております。気仙沼市でも、旧気仙沼向洋高校の校舎にここ10日間すごい人が集まりまして、教育旅行にも随分利用されておるようです。ですから、そういう震災遺構とのタイアップというかな、自然の家独自ではなくて市町村ごとにある震災遺構との連携をとりながら、うまくやればより効果的になるのかなとは思いますが。

(野澤議長)

今の御意見、中井委員の御意見だと、例えば、その震災を学ぶ教育旅行でこちらに来た時に自然の家に例えば宿泊をしたとして、その時に繋がれるような震災遺構を活用するようなプログラムのなということですね。

(中井委員)

そこを上手く活用できればより効果的になるのかなという感じがします。

(野澤議長)

そういう視点も大事にしたいと、そういうことですね。

(中井委員)

はい。

(佐々木とし子委員)

それから、震災からの学びという中では、震災の時は何もなくて自らが手作りだったり、助け合ったり、そういう所がたくさんあったので、自然の家の中にはその要素がたくさん含まれているので、子供たちが何も無い所、皆で協力し合いながら、そういうものを作っていくという学びにもつながるのかなというふうに思います。

(齊藤委員)

教育旅行という言葉は、県内の小中学生が宿泊学習をすることを意図しているのか、それとも震災遺構と絡めていくと、県外から震災学習ではないですけども、そういうことを意図しているのかという所ですね。仮に後者も含めて考えた場合、県外の場合だと、旅行会社を頼めると、やはりホテルであったり温泉旅館的な所であったりに行ってしまう傾向が強いと思うんですね。そうすると仮に県外からということ想定して教育旅行という話をするのであれば、じゃあ、より自然の家が何を提供できるのかという所を打ち出さないと、ちょっとそこまでのことは教育旅行とは言い切れないと思いますね。だからどちらを意図しているのかっていうのが分からないので、震災に絡めて他県への発信みたいな

ことからいくと、ちょっと教育旅行という中身は精査をする必要があるのかなと思います。

(野澤議長)

県の施設は公的な施設になりますので、今、齊藤委員からありましたように、教育旅行といったことで旅行会社とのコラボという場合に、条例にも関わる話なのでその所の問題点ということも関連してくる可能性も実はあると思います。後でまた説明がありますので、今の視点は意識をしてということで、これからの話を進めていきたいなと思う所でございます。この項目に関しまして、後は委員の皆様から何かありましたら。

伊藤委員はいかがでございましょうか。若い方たちの活動を御覧になられていると思いますので。

(伊藤委員)

齊藤委員のお話を伺っておりますが、学校とかになりますと県内、県外と必要なのかなと思う所もあるんですけども、震災ではなくて、豊かな自然を学ぶという部分ではやはり自然の家という部分ですごく学びのある場所だとは思うんですよ。佐々木としこ委員が言ったみたいに、何もない所から学びができる、そういう部分でいろんな文言をここに入れてしまうと難しいので教育旅行という部分でいいのかなと思いました。

(野澤議長)

ありがとうございました。例えば教育旅行という概念の整理というものを明確にしながらという先程御意見もありましたけれども、その辺は注意しながら進めるということでしょうか。ありがとうございます。

他に皆様からないでしょうか。

先程、佐々木副議長からもありましたけれども、震災の時に本当に何もなくなった所で、そこにあるものから様々なものを工夫して作り出したというその経験、実はそれを思い出すという場が自然の家の中で提供するプログラムの中にある。これも震災からの学びというということに実は繋がるのかなと。それはやはり魅力を増していくための一つの大きな内容になるのかなと意識をしていけたらなど。意見も伺いながら考えていけたらと思います。中塩委員いかがでしょうかね。今色々皆様の意見を伺いながら。

(中塩委員)

携帯とかゲームを使わせないというのは、子供たちにはそういう縛りはできるんですけども、親が持たせるみたいな。学校ですと、一週間に一回「ノーメディアデー」ということで、携帯とかゲームの時間規制を家庭でもする、学校にも持ち込まないということをやっているのですが、子供たちは、8割から9割それに頑張っって取り組む。でも、親が連絡を取りたい、持たせたい。時間を潰させるのにゲームをさせる。自然の家にもそれが波及してくるので、なかなかそれは難しいのですけれども、委員さん方が言った、豊かな自然の利用について、もっと考えられるのではないかなど。松島では、冬場は海苔を自分たちで作って、それをおにぎりにして食べるとか、自然の豊かさを体験する。各自然の家にもそういう特徴があるので、「松島自然の家で海苔が作れるの？」と皆が知っているわけではないので、各自然の家で、本当にこれが特徴だ、自然の恵みを体験するんだということを打ち出したプログラム、自然って大切なんだということを学ばせる取組、但し、それが震災の時の学びもそこに入っているということを強調していければと思うんですけど。今、松島自然の家は台湾の方のインバウンドを進めているんですが、それがどのように作られるかは、色々話し合いをしている所です。それが学校とか幼稚園、保育所の人たちのプログラムとはまた違った大人目線の形なので、幼稚園から大人までのプログラム、共通したプログラムというのは難しいと思うので、やはり年代的にこれはこれ、これはこれということで区別して打ち出してもらえるといいなと。後は、だいぶ前に私があの自然の家を使ってスポーツということで、「東松島オルレ」をしているのですが、中学校の駅伝のコースということで、東松島市と教育委員会にお話をし、それを実施する方向で自然の中で駅伝コースを作る、それを地区の県大会を持ってきたい。それだけでも、4,000人から5,000人の利用者が、松島は、海は8月末で終わりですけど、そこから11月まで引っ張っていく。その中で、自然体験をする、宿泊棟もある。町全体で自然の家を盛り上げていくという取組を考えている所です。松島自然の家だけで整備をするのではなく、その地域の全体を見渡した整備、県の方の考え方も市の方に要望していただくと良い環境が作れるかなと思います。

(野澤議長)

ありがとうございます。やはりあの広い年代の利用者ということ意識すれば、それに応じたプログラム開発ということも当然求められるということと、それから施設がある近

隣だけではなく、その地域全体を広く見たときに、地域社会が持っている資源ですかね、ソーシャルキャピタルをいかに活用しながら魅力を増していくかという意識ということまでも、自然の家の中で見ていくことが必要であろうという御意見なのかなと思います。

ありがとうございます。

星山先生がおいでになられたので。御到着をお待ち申し上げておりました。いらっしゃって突然で恐縮なのですが、中間まとめ案の二つ目の項目の中の「施設や立地を生かす取組」の中で「合宿通学」というような話題が出てまいりまして。言葉が通学合宿なのか合宿通学なのかということを伺いたかったのが1点と、他に、県内で具体的にどのような取組をされているのか、事務局からは七ヶ浜とか山元町での取組ということが挙げられたのですが、星山先生がこの件にとっても詳しいということで教えていただけたらと思います。

(星山委員)

「合宿通学」か「通学合宿」かという所は私もいつも迷う所ではあるのですが、「合宿通学」でいいのかなとは思のですが。県内で最初に実施したのは、確か鹿島台だと思ったんですけども、10年以上前でしたかね。公民館に寝泊まりしながら1週間ないし2週間学校に通うと。食事は地元のお母さんたちがお手伝いするんですけども、子供たちもやるということで取り組んでいました。それで、やっぱり自然の家なんかですと、非日常的な体験になるんですけども、「合宿通学」の場合には、日常的生活リズムの中で家に帰らないで、そのそういう所に行くという、ある程度日常生活を保ちながら体験学習ができる。今の子供たちって私もびっくりしたんですけども、全自動の洗濯機でもやったことない子はできないという。入れてポンとやればいいじゃないかと、それがどこのボタンを押していいか、洗剤をどうするのか、本当にやったことない子って分からないということですよね。それから自分たちで布団を上げるとか、掃除をしていくとかというのも体験して初めて親のありがたさが分かるというか。そういう意味では、いろいろ学べるし。また、これ面白い例だったんですけども、鹿島台じゃなく別の自治体だと思ったんですけども、夜はしゃいで寝ないと。社会教育主事さんが言っても、おじさんが何か言っているぐらいで学校の先生ほどの効き目はない。親のような効き目ももちろんないと。そういう中で次の日、眠いまま行っちゃったわけです。学校で居眠りしてる。当然学校の先生は怒る。それは社会教育と学校教育のコミュニケーションが不十分だったということが原因なんだろうと思うんですけども、社会教育主事が申し訳なかったと言ったみたいなん

ですが、その時、県で推進していた会議があって、そこのある委員さんがそれは怒られたままにしておいちゃ駄目だよと。先生が学校で居眠りしている子供を叱るのはいいんだけど、それで叱られた子は帰ってきて、次の日よく考えるんだと。その日も同じように夜騒いでたら、次の日また同じことになるから、今夜は早く寝ようって。そうやって考えさせることが「合宿通学」としては大事なんだと。そういう学びの場なんだということを社会教育の側からしっかり言えなくてはだめなんじゃないかと意見が出まして。私もそのとおりだなと思ひまして、その方の御意見すごく印象に残っているんですけども。そういう風に日常の中ですと、いろいろトラブルも小さなトラブルですけど起きてくる、それを子供たちに考えさせるというのがすごく良い学びの場なんだろうなと思っています。やっぱりその時ちょっと行き違いがあったのは、学校との連携がちょっと情報交換不十分だったのかなというのがありました。そのことを反省しながらやっていくっていうことは大事なんだろうと思うのですが、結構ね、やり始めて数年間は多くの自治体でやってたんです。ある自治体の方が正直に言ったのは、費用が掛からないと、米とかそういうのは持ってきてもらって、食費だけは出してもらってという風にすれば、事業費としてはそんなに掛からない。子供たちに良い学びの場が出来るということを共通認識として持てれば、やりやすいですよってお話をしてたんですね。県としてもその頃は委員会作って推奨してたんですが、その後、私もおっかけてなかったんで分かんないんです。反省点もありましたけど、そういう点ですごく子どもの学びという点では良い面がたくさんあったので、子供たちも協力し合うし、もう一つはそれを小学校の高学年と中学校の1、2年と一緒にやった場所があって、面白かったのは、中学生は部活があるから帰りどうしても遅くなるんです。そうすると夕飯の支度を小学生が中学生の分まで、それをされた中学生は今度自分たちもこのままじゃ済まないということで、次の日朝早く起きて、小学生たちの朝ごはんをちゃんと子供たちが起きてくるまでに、そういう風な子供たちの気付きとか学びっていうのも、そこまで計算して合宿通学をやったわけじゃないのしょうけども、そういうたくさん報告はされてました。そういう意味では、もう一度宮城県は各地でやってたんで、確かあの時自治体40いくつあるうちの30いくつ実施してましたから、経験がある自治体を挙げればかなりあると思います。そんなに大変な準備もなく、一番大変だといえどどこに泊めるか、それから風呂がどうなるか、それも困った所はもらい風呂して。今、もらい風呂なんてないですよ。僕の子供の頃はありましたけども。そういう経験も大事なんだ、困ったことをうまくプラスに変えて行きながらやって行ったっていうの

があったものですから、たまたま推進委員をやらせていただいて、私自身すごく学ばしていただいたという経験があります。それは色んな所で出来るんじゃないかなと、ただ、自然の家を利用してというのとはちょっと違うのですが、そういう学びもありなのかなとちょっと思ったものですから。

実は学力向上や不登校の課題というものがありましたけれども、やはり、今学校現場でそういった課題に取り組もうとした時に、今まさに新しい指導要領の中で言われている主体的・対話的な学びや深い学びというもの、まさにアクティブラーニングという言葉に象徴されますけれども、例えばそういったものが自然の家を活用することによって、ただ単なる活用だとカリキュラムの中に入りませんから、その学校のカリキュラムの中にどういう位置付けをしながら自然の家を活用できるのかっていう提案まで、実はしていくことによって施設を利用してその活性化というんでしょうか、活発に御利用していただけるような仕掛けっていうのがやはりできるかっていうようなこと、そんなこともちょっと1番なのか2番なのか、今のお話はあるんですけども、どこかで触れてもらうっていうことがやはり必要なのかなっていう所です。

(野澤議長)

ありがとうございます。時間も限られていますので、3番目の所はちょっといろいろです。ね事務局から説明いただかなければならないので、まず、4の方を先に話をさせていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。社会教育主事、これを直営と言いますけれども、職員を配置することの必要性っていうのでしょうか、その事について委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。今、施設側の指定管理という風な形で職員の方をお願いをするということになるとですね、教育的な例えば目標であるとか目的であるとか、それが直接的にそこに伝わらないという所が出てきてしまいます。そういった意味で、やはり直営の持つ価値っていうのが委員の皆様からあれば様々な論点の中で言われていた所でございますけれども、この辺は間違いなく敷居の高さっていうことが言えるのではないかという風に思うのですが、この件に関して委員の皆様どなたかないでしょうか。

(伊勢委員)

今、野澤議長がおっしゃったとおりだと思います。社会教育主事の先生方が入るメリットってすごく大きいなと感じています。学校での利用が、やはり多い中で時間がどんどん

削られて、担任の先生方がプログラムを考えるって事が難しかったりする中で、やはり新学習指導要領の中に盛り込みあった、教育プログラムをピンポイントで提供できるという泊まる学年が宿泊する学年が決まっていますので、その学年に応じたプログラムをしっかりと提供できるっていうのはとても大きいことだと思います。やはりそれができるのが社会教育主事の先生方がいらっしゃる、しかも松島だと小・中・高と配置されているので、やはりその校種に合わせた、適したプログラムになるなあと感じております。あとは学校の課題、学校が抱える課題、もちろん学力向上、不登校、あとは特別支援の子たちの対応とか、特別な配慮を要する子供たちにも対応できるというのは学校の先生だからこそかなと思っています。ここは全面に出して、そして、1とカリキュラムへの位置付けとリンク、それかなと思いますのでしっかり出していただけるとありがたいと思います。

(野澤議長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(中保委員)

やっぱり今言われたように1番と繋がると思うんですけども、私は、この生涯学習と社会教育という言葉は違うと思うんですが、生涯学習は他世代の方たちが学ぶことをやはり社会に還元していかないと、社会教育とは言えないかなと思っているので、その年代に必要な教育というか学びですね、そういったものをきちんと社会教育主事の立場で発信してプログラムを組み立てていただくと、学校教育だけではなくて高齢社会に対応して高齢期に必要な学びであったり、子育て世代に必要な学びであったりというのを、きちんとプログラムとして提供していただくという所も入れていただくと、上の生涯学習施設ともリンクしてくるのではないかと思うので、できればそこも強調してほしいです。

(野澤議長)

ありがとうございます。

(佐々木淳吾委員)

ここ書き方次第で、すごいいろんな捉え方をされる所だと思うんですね。つまり、直営は必要だ、でもサービスの視点、民間の視点は大事だ、相反することをここは書くわけですよね。その時に、サービスという言葉出てますし、主な意見の所にもサービスという言葉があるんですけども、サービスって何なのかということをしちゃんと定義をしないと、非常にサービス業的視点って書いてるんですけども、従来言われるサービス業、民間のという所が強く出過ぎちゃうんじゃないかな。つまり、多分この生涯学習施設のサービスの視点が必要だっていう時ってというのは、今話として出てきている学びのコンテンツ、プログラム、これが多様である充実をしている、それがきちんと利用しようと思っている人たちにとって、目に見える形になっているといいますか逆に言えば施設の側からきちんと情報発信がされているということであったり、そういうことだと思うんですね。単純になんか従業員とかそこで働いている人が、非常にホスピタリティに富んでいてというよりは、むしろコンテンツであったり、プログラムであったりの所だと思うので、サービスって言葉がある程度限定してというか、また別の言葉に変えて使わないと、何かあらぬ方向に進むんじゃないかなと、そういう風に逆手に取られやすい項目だと思うので、ちょっと書き方は工夫が必要なのかなと思いました。

(野澤議長)

ありがとうございました。

(中井委員)

中塩委員さんの話に関わるんですが、直営って言葉はこのまま生かして良いものでしょうか。指定管理っていう可能性はないものなのかなと思って、直営ってあんまり出過ぎるとちょっと誤解を受けるかなと思っています。これ別に直営を外しても意味通じると思うんですよ。この辺いかがかなとちょっと感じました。

(佐々木とし子委員)

指定管理の館長さんがいらして、「職員が中堅に育ち、いろんなものを覚えたのに生活が出来ないからと皆辞めて行くんです。そういう意味では、やはり直営の強さっていうのがあります。」と話していたんですね。だから、そこは指定管理だとなかなか生活が苦し

い、給料も安い方ということで、ボランティアとか学生とかそれから退職した人しか使えないという悩みがあるという話をしていたので、この直営管理っていうものの重要性はあるのかなと私は思いました。

(野澤議長)

これは社会教育主事の配置の仕方ということになるんですけども、今学校の教員が社会教育主事の資格を取って配置されている場合だと、これはなかなか指定管理の中で教員の社会教育主事の配置となると難しい状況になってしまいます。ただ、民間で社会教育主事の有資格者をとなると、これもなかなか実は現実的には難しいということから、やはり、その意味で社会教育主事を配置するということになる場合は、中井委員がおっしゃられたように直営という意味を外したとしても、そこでアピールはできるかっていうことが一つあるかと思うのですが、これはやはりこの委員会の中での総意としては、有資格者である社会教育主事がしっかりとそこに配置されて、そこで様々な力量を発揮してほしいという風なことをしっかり伝えるような表記を考えていただきたいと思っております。ですから、それが直営という言葉を入れた方がいいのか、外した方がいいのかっていうのは判断をしていただきたいという風に思っている所です。ただ、今のお話の中で、社会教育の専門家がそこにいるっていうことは、様々な世代の人たちが学んだことを還元するという視点です。その辺の所まで踏み込んだ形で提供できる、展開できるっていうのは、やはり、そこは社会教育主事の力っていうことになると、ここにもありますけれどもボランティアを活用したり育成したりっていう風な視点にも繋がっていくとすれば、どうしてもこの社会教育主事の力っていうのは欠かせないだろうという風なことは間違いないのではないかと。この辺はよろしいですか。委員の皆様の総意としてお伝えをしていただくってということで。ありがとうございます。

それでは最後に残りましたが3番目、いろんな御意見をいただきましたけれども、そのシステム改善っていう風なことで、ここは事務局からお願いいたします。

(事務局：社会教育支援班蛭名班長)

それでは、具体的な条例改正案と関係することなので、一度、3番と関連したシステムの改善や条例について説明いたします。

四つの中間のまとめなのですが、実はこの中のエッセンスはもう施設に向けて発信しているものがあります。前回の事務局からの説明で担当から話をさせていただいた、「自然の家魅力アップ体験」に反映しているものがあるので、その説明も併せて青山の方から説明させていただきます。資料を配ります。

(事務局：社会教育推進班青山副班長)

それでは、お時間をいただきまして御説明させていただきたいと思います。

はじめに、中間のまとめ案の所で、1項目目から4項目目まで、それから先生方からいろんな御意見を頂戴した中で、自然の家の方にも発信させていただき、自主的に取り組んでいる状況を優先的にお話ししますので、よろしくをお願いします。

まず、自然の家の方で考えたのは、「魅力アップ会議」というのを平成29年度から行っておりました。それは29年度1回、30年度3回、そのようにしてやり始めておりました。自然の家が子供たちだけが活用する施設というだけではなく、そういう所を脱皮しなければならない、広く生涯学習に汎用するような施設でなければいけないというような所を、自然の家の職員と生涯学習課で気付き、取り組んでいったということでございます。その中で、大きく分けてまず全体のリーダーシップをとっていただく所長会議、所長が一番上になりながら、自然の家の在り方を検討し、所属職員の中に、助言、ないし時には指示をしながら取り組んでいかなければならないだろうという所で、このA3横の資料の中の一番左側の所長会議というものを組んでおります。生涯学習課が主催するものは4月に1回で、それに対して隔年当番で、今年は志津川自然の家が当番なのですが、第1回、第2回、第3回とやるということでございます。

その次に、点線囲みの所、ローマ字表記で「MIRYOKUアップ研修」という風にさせていただいております。その中で、プロジェクト開発部会は、先程の4項目で出てきております直営の社会教育主事、学校の先生方が今までの主催事業とか仕事のやり方だけでなく、自分でワンナップ研修、一つ自分で今年たった一個でも何か光る改善をしながら取り組んでいこうということを、主体的に考え、行っていくということでございます。そのワンナップ研修の自分の課題を選ぶには、議事録を提供したり、その中だったらこれをやってみようというような学びだったりを平行して取り組んでおります。

その次、右の方なのですが、条例改正部会ということでございます。こちらは、所長さんたちが、在り方検討で概略的にこういうこと大事だよね、それからあとは社会教育委員

さんたちの今までの御審議の中で、こういう所はこうだよねと言っていた所も大事にしながら、主に総務班、自然の家の事務担当の先生方、それから生涯学習課の担当班、それから、課長、専門監、総括にも御出席いただいて、この第1回会議・第2回会議の所を書いてありますが、そのような会議で条例を改正する話合いをしているということでございます。

その他、蔵王自然の家の方では、老朽化の問題もあり、施設整備ワーキングチームということで、松島後は蔵王を考えましょうということで取り組んでいる所でございます。右側の備考の所に、各会議、研修はこのような人たちでやっていきたいと思いますということが書いてあります。まずこのように見える化して、どんなことに取り組むのかというのを皆で共有します。4月のゴールデンウィークから10月までは、かなり繁忙期で、会議を持つにもその都度いつにするか、用紙を回したりとかすると効率的に行えないため、去年の段階でこのようにして日にちや会議室を取っております。その中で、4月14日の日曜日に行った「MIRYOKU アップ研修」では、各社会教育主事が一人ずつこの課題ということで取り組んでおります。ある社教主事は、インバウンドに向けて、海外のハラル食等に対して、どんな取組をしたら良いのかとか、ある担当は「蔵王」という新しいボランティア組織を立ち上げたので、その運営の仕方や資金をどうするか、例えば「子ども夢基金」を使って、その人たちが自主的にそのボランティア団体にやってもらうといいのではありませんか、そのためにはどのように指導したらいいかとか、出前講座の防災教育のニーズを深めて、どんな出前講座を提供したらいいかとか、そのようなことで各自やっております。社会教育委員さんたちの会議に出させていただいて自然の家の仲間と話し合っているのは、一つ一つ主管課の指示を聞いてやっているだけではもう間に合わない、もう現場の人間がいろんなアドバイス聞きながらこのような御助言をいただきながら、主体的に判断して自分たちで気付いてやっていかないと、生き残る所はないだろうという意欲に燃えてやっております。それがMIRYOKUの中のみやぎⅠの所、インタラクティブというか相互通行、相互交流しながら、自分たちで錬磨しながら刺激を与えながらやっていこうとしているのが1枚目の計画となります。

併せて条例の方ですが、こちらの方の自然の家資料③を御覧ください。松島自然の家、蔵王自然の家、それから志津川自然の家、そもそもの成り立ちっていう所で、野外活動センター、成年に対する海洋自然の家、それから小中学生に対する蔵王の少年の家、そういうような所で成り立ちが違う所から微妙にほんわかした書き方で、最初設置の目標があっ

たという所がございます。そちらを改正キーワードとして、宿泊研修、それから自然体験活動、青少年の健全育成、四つ目に一番力点があるのですが県民の生涯学習の場ということで、生涯学習の前半をその場所でいろいろやっていく所だという所で書かせてもらっております。もう一つここに大事な視点がこれも条例改正部会で話し合っている、豊かな自然環境を使ってという所で、伊藤委員さんが言っていたような「自然の家なので」という豊かな自然環境を使ってというあたりも大事にしていくということで、施設の参考例の所には「豊かな自然環境」がすべて入っておりますので、そういうのを使いながらというように所を出していければなと思っております。

1枚めくっていただいて2ページ目。使用料の所の右側に吹き出しで改正のキーワードとして、利用しやすいシステムの改善、申し込み方法の改善という所で書かせていただいております。現在の、自然の家のシステムとしては6ヶ月前から2週間前までの期間で申し込み、利用申請書を書き、その許可をもらって、やっと値段が決まります。人数などに変更があった場合は、変更届を出し、また変更があったら、更に変更届を出してというように、いちいち認めてもらってという、ジグザグジグザグということが、一つの利用に対しても3回から4回は変わるっていうのが日常でして、それが本当に県民の皆様には使いづらいという所でございます。このことは、事実が発生した後に、まとめてお支払いするというようになりはしないかということ、条例改正部会の方で研究をしていこうというベクトルであります。こちらの方の資料も、今回、蛭名先生（社会教育支援班長）にまとめていただきながら、その前には整備班の方からこういうので綺麗にまとめると、見やすいのではないかという様子を提案してもらうなど、自然の家もオール自然の家、生涯学習課も他の班にも乗り入れていただいて皆で取り組んでいる所でございます。

最後にあとは、3ページの所で、自然の家の条例だけではなく、管理規則も改正のキーワードとしては県民の生涯学習、コミュニティづくり、自然体験野外活動、青少年健全育成、それから防災教育というものを入れ込むことにこだわっております。自然の家管理規則の所の目的、自然の家の目的を達成するために必要な事業ということ、新しい方には入られて、生涯学習としていろんな使い方ができるという含みを残して行きたいなと思っております。このように、一人一人の社会教育主事が各自然の家で、自分の課題として我が事として捉えて、今の局面を魅力あるものに皆でやっていこうと、秋には志津川自然の家所長、国立の花山、オーエンスと全部で五つの自然の家の指導員ないし社会教育主事、事務の総務課の皆さんが合宿して、これまでのワンアップ研修の成果を中間発表してみよう

という話が出ております。長くなりましたが、そのような形で取り組んでおりますことを御報告したいと思います。

なお、最後のページに、現在の自然の家の施設利用や宿泊の際の価格帯が書いてあります。これまで皆さんに御案内できないでいた資料ですが、かなり安すぎるのではないかという所がありますので、適正值段を設定しながら、県としてはこの所の皆さんを大事に考えていますよというのを減免申請等で表現するなど、そのような方向で考えております。以上でございます。

(野澤議長)

はい、ありがとうございました。詳しく御説明をいただきました。確かに最後の所ですけども、スキー用具1日使って50円ですからね。ちょっと設定としては、これいつ作ったのかっていうのがあろうかと思うのですが、やっぱりその辺の所は事務局でも改善とか提案がなされていくのだらうというふうに思っている所ですが、ここの審議委員会の中で話題になったことを、実は先程話題になりました社会教育主事の皆さんがそれを取り入れながら、もうすでに改善に向けて動いていただいているというお話、非常に心強く今伺った所です。そういった意味でもやはり社教主事の先生方の必要性というの、明確に主張できるのではないかという風に思いますけれども、大変ありがとうございました。今、御説明をいただいた件について、質問とか御意見とか皆様からおありでしょうか。

(齊藤委員)

この条例の中身にダイレクトに関わるわけではないかもしれませんが、今お話の中で安すぎるのではないかと、4ページ5ページの表の所ですね、やはり価格をもうちょっと上げていく方向っていうのは、例えばインフラを再整備するであったり、よりバージョンアップしていくといいますか、維持・管理・修繕更に新しいものということで必要だと思うんですね。おっしゃられたように減免申請の部分で対応、まさに減免申請という所が自然の家なら自然の家、こういう社会障害施設、社会教育施設っていうのは何であるかっていうことはミッションだと思うんですね。つまりどういう人たちといいますか、活動であったりこれをテーマにしてそこを支えていくのかっていうミッションに当たる部分だと思いますので、その組み合わせという所がうまくできるといいのかなということを思いました。感想ですけども以上です。

(野澤議長)

ありがとうございます。増田委員。

(増田委員)

まさに先程、社会教育主事っていうのが重要だっていうのを先程の説明からひしひしと打てば響くっていうのが、すごく嬉しく、頼もしく感じました。それから今齊藤委員からお話あったように、減免申請するということはとても大事なと、私がやっている活動で、実は市の公民館とかの減免の規定には当てはまらない活動です。でも、教育長の判断によっては出るっていう、その判断に任されている所で、でも地域のため子供たちのためにこれを減免にせずしてどこを減免にするという形で、減免をしていただいています。減免というのはやはり、この施設を利用、まさにそういう人たちに利用していただきたいというようなものだという風に実際実感していますので、設定は上げて減免という所でのいうのはとても良い案だと感じます。

(野澤議長)

はい、ありがとうございます。

佐々木奈緒子委員、全般をとおして、何か感じたことなどございましたらいかがでしょうか。

(佐々木奈緒子委員)

うちの小学校ですね、だいぶ学力低下だったり不登校だったり教室が落ち着かなかつたりということで、それを合わせながら見て行った時に、例えばなんですけど、本当にごめんなさい勉強不足なのですが、例えば一番に、そういう子たちのために何かしようという取組という風にしてあるんですけど、例えばどういう事例があるか分かれば教えていただきたいです。

(野澤議長)

分かりました。青山先生お願いします。

(事務局：社会教育推進班青山副班長)

松島自然の家の先生が、お答えに合うかどうかですけれども、今年ワンナップ研修で自分がやってみたいと言っていたのは、不登校のお子さんたちをケアするというような、自然の家で外遊びをすとか、クラフトを作るとか何かそういうのを設定して、不登校のお子さんたちに来てもらう。親御さんにも一緒に来ていただき、子供はそういうことをしながら、親御さんはカフェやお話をしながら、関わり合い方のコツみたいなものをいろいろな人からセッションを受けたり、そういうようなことを設定して作ってみたりするという事をおっしゃっていました。どちらかという、やんちゃなお子さんに対して、こうやってみようという事例はまだできていないのですが、各自然の家で来た時には、やんちゃなお子さんの方が逆に活躍するというかそういう場所では結構ありますので、そこでヒーローやヒロインになって自己実現の効力感が上がるという報告も聞いております。

(事務局：社会教育推進班松崎班長)

他県では、不登校対策のために自然の家を活用して事業を行っている事例がありますので、そのような例を参考にしながら、宮城県でできることを検討し、考えております。しかし、そうなりますと、資格を持った心理士や専門職がいないとできない部分があったり、ハード面の課題があったりします。それから、県内の「けやき教室」等サポートする施設での利用も出前するなど、様々な形を検討しております。今年、どうぞ自然の家を活用してくださいとPRさせていただけるよう、今、義務教育課や特別支援教育課等と進めております。そういう所で、どこと繋がり、専門家の方々と一緒にやれるか検討中でございます。

(野澤議長)

ありがとうございます。佐々木智美委員いかがでしょうか。今日初めてということで。皆さんのいろんなお話しを伺いながら、お感じになられたことで結構です。

(佐々木智美委員)

小学校では、どこの学校でも5年生が2泊3日で自然の家を利用します。行く前には、テレビはないよ、ゲームもできないよ、お風呂も時間が決められてドライヤーでゆっくり髪を乾かすのもできないよなんて、事前の学習で大変不安に思う子供たちもたくさんいま

す。でも、その行く前の不安が行ってみると、ほとんどの子供たちは目を輝かせて楽しめます。まさに非日常の世界で、満天の星ですとかキャンプファイヤーの炎ですとか、炭で火を起こしたり、家庭で、日常学校に行ったりしている時にはできないような生活をする中で、誰もテレビを見たいという暇もなければ、ゲームしたいなあ、普段の毎日の生活では退屈な所が、新しい経験、初めての体験で帰る時にはもっといたいという子供たちがほとんどです。わざわざ遠くまでバスで出掛けて行って、なぜ自然の家を利用させていただくかという、やっぱり豊かな自然環境がある、そこが学校で自然の家を利用する一番の目的なんじゃないかなという風に思います。ゲームをしちゃだめだよとか、テレビを見過ぎちゃだめだよっていうことではなくて、それ以外の楽しみを自然に子供たち自身が発見できる自然の家ということをもっともっとアピールしていくこの四つの柱、なるほどいいなあというふうに思ってお聞かせいただきました。ありがとうございました。

(野澤議長)

ありがとうございます。何度かですね、ゲームに浸ってしまう子供という話題がありましたけれども、今、最後の佐々木委員のお話のように、やめろというのではなくてそれよりもっと魅力的なものを子供たちの前に見せてあげ、経験をさせるということで、やっぱり子供が自らそれを選ぶというような、そんな方向が自然の家の中で作れていけたらいいのかなと感じた所です。先程、青山先生の方からお話ありましたが、社教主事の先生方が本当に真剣に取り組んでらっしゃる、その姿は非常に我々委員が意を強くした所でございます。是非この場でも、またいろんな社教主事の先生方に対して御期待を申し上げる所はたくさんあるんだということ、事務局からも更に伝えていただいて、いいものをつくり上げていただければなと思っております。

(伊勢委員)

最後にすいません時間がない中で。2点だけ、この条例の中に関わることをお話しさせていただきます。設置の第2条で、後半の所で県民の心身の健全な発達を図るためという所で、文言が入っていると思うんですけども、料金設定の所で他県の事例かどうか分からないんですが、2条で県民とあるので、県民の方はいくらで県外の方はいくらと値段を

少し上げるとか、そういうのを御検討されていらっしゃるのかという所がまず1点です。先程、齊藤委員もおっしゃっていましたが、料金設定を少し上げることで他に使える予算が生み出せるのかなと思っております。昨年度、視察をさせていただいた時に、国立の花山の方で、児童養護施設の子供たちを夏休み、長期休みに招待するというのをやっていらっやったかと思うんですね。県立の方ではまだやられてないと私は記憶しておりますが、そういう収入があった時の資金の利用法として、家庭環境に恵まれない子供たちや、色々な事情でなかなか外に出られないような御施設とかいろんな施設に入っている子供たちがおりますので、そういうような子供や親子に対して還元というかですね、招待というか、そういう体験活動を充実させるように使っていただけるとありがたいと思いました。

(野澤議長)

ありがとうございます。伊勢委員からシェルター的な働きというふうなそういう御指摘も実はありましたけれども、今最後にいただいたような意見も是非鑑みて、整理していくという風に思っている所です。委員の皆様、たくさん御意見をいただきましてありがとうございます。一応ここで審議の方は終えさせていただきたいと思いますが、最後にこれだけはという方がいらっやれば伺います。

よろしいでしょうか。それでは、閉じさせていただいて、事務局にお返しいたします。

(司会=事務局：社会教育支援班佐々木副班長)

以上で、第35次(第6回)宮城県社会教育委員の会議、並びに第11次第2回の生涯学習審議会を終了いたしたいと思ひます。

長時間にわたり、皆様お疲れ様でございました。